

統計法施行状況に関する審議の進め方について（案）

平成 29 年 5 月 30 日

基本計画部会

横断的課題検討部会

- 本審議は、統計委員会が、統計法第 55 条の枠組みの中で、「公的統計の整備に関する基本的な計画」（以下「基本計画」という。）の取組に対する各府省の進捗状況など法の施行状況について確認を行った上で、必要に応じて取組の再検討、更なる促進等をするために実施するものである。
- 一方、本年は 2 月 23 日に「公的統計の整備に関する基本的な計画の変更について」が諮問され、既に、第Ⅱ期基本計画の取組状況も含めて審議が行われている状況にある。
- このため、統計法第 55 条に基づく審議は以下のように取り扱うこととする。

（1）第Ⅱ期基本計画の進捗状況の審議

第Ⅱ期基本計画の進捗状況の審議は、第Ⅲ期基本計画変更の審議の中で行うこととし、それに対する統計委員会の意見等は、統計委員会として今後の取組の方向性等考え方を取りまとめることで代替することとする。

（2）未諮問基幹統計調査の確認審議

未諮問基幹統計の確認審議の本年度の対象は以下の 4 基幹統計調査となっているが、同確認審議も可能な限り、第Ⅲ期基本計画変更の審議の中で併せて行うこととし、もしも審議されなかった場合は、第Ⅲ期基本計画の答申後に、改めて未諮問基幹統計として確認審議が必要かどうか判断する。

<未諮問基幹統計の確認審議対象予定>

- ・ 学校保健統計 [文部科学省]
- ・ 薬事工業生産動態統計 [厚生労働省] ※本年 10 月に調査変更の諮問予定
- ・ 石油製品需給動態統計 [経済産業省]
- ・ 船員労働統計 [国土交通省]

（3）横断的課題の検討**ア 統計精度向上の審議**

総務省が行う検査（チェック）の報告が 10 月を目途に行われる予定。同報告を受けた後、平成 29 年度に審議が必要かどうか判断する。

イ 研究的課題等その他の課題

第Ⅲ期基本計画の答申を行った後、審議内容等を判断する。